

あすの景観をつくる

加美町 岩座 神地区

景観ガイドライン



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
神戸市中央区下山手通5丁目10番地1号
TEL. 078-341-7711(代)

加美町企画課
多可郡加美町豊部240
TEL. 0795-35-0080(代)

兵庫県

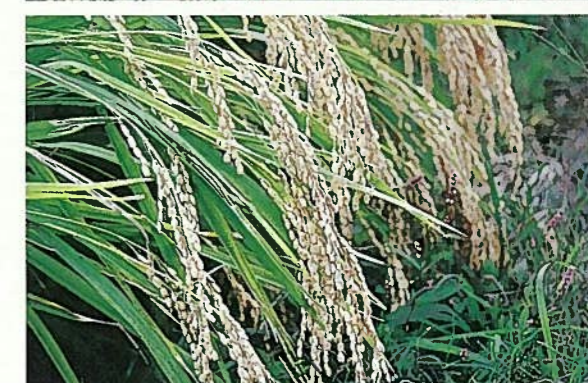
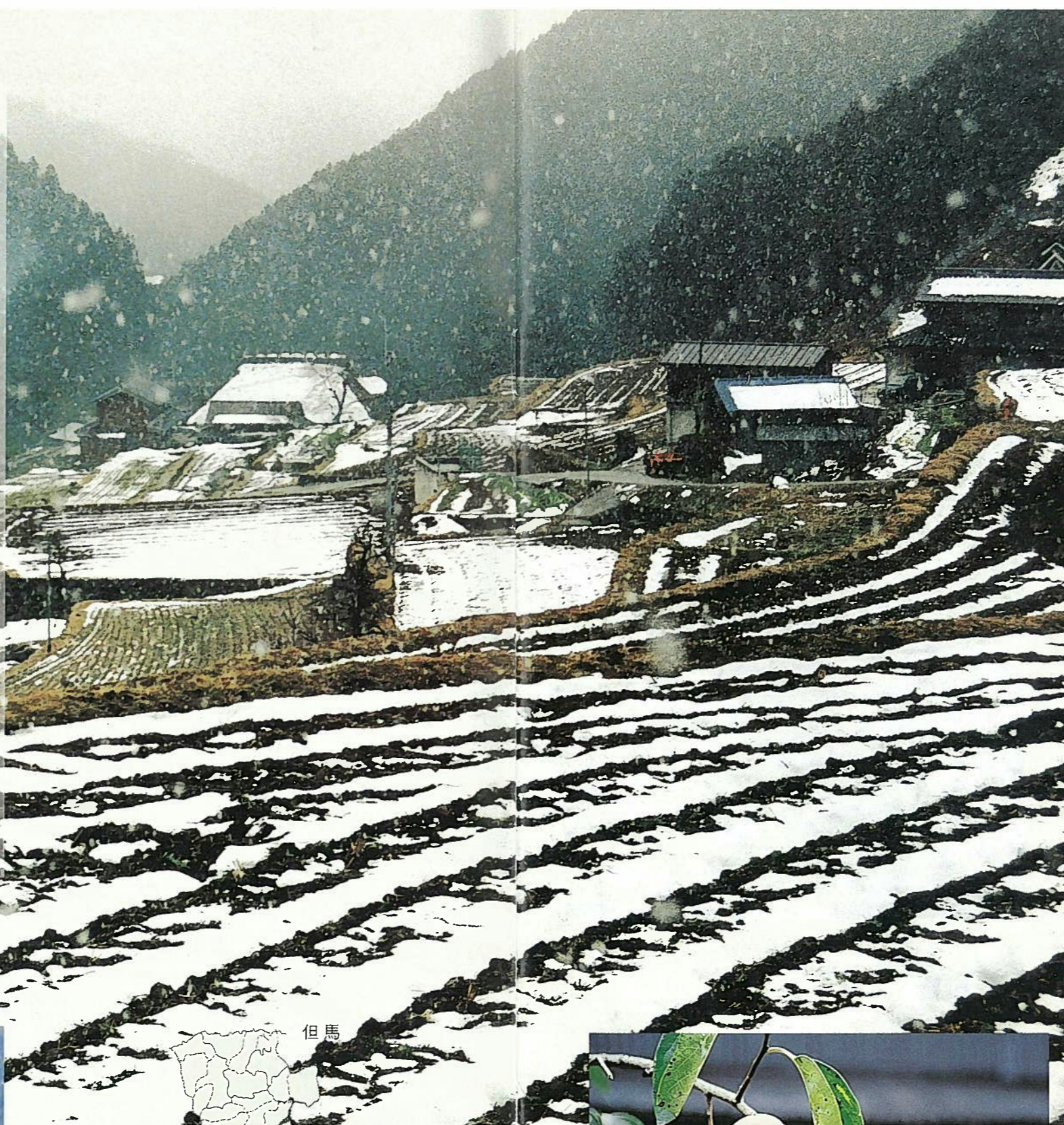
はじめに

東播磨一の山容を誇る千ヶ峰は、神おわす山として信仰の対象となり、盤座神山（いわすわりかみやま）とも呼ばれていました。千ヶ峰のふもとにあって南方に位置する岩座神（いさりがみ）地区の名もそれに由来するといわれています。

加美町岩座神地区は、棚田を中心に人々の営みと自然とが融合した穏やかな、そして特徴的な景観を有する山間の集落です。また、早くから住民が主体となってまちづくりに取り組んでいた地区でもあり、平成11年12月には景観条例に基づいて景観形成地区に指定しています。

その景観は、この伝統と文化を今に伝えるとともに、その保全と創造を図ることによって、新たなまちづくりへの取り組みを進めていくこととなります。

このガイドラインでは岩座神地区の景観の保全と創造のあり方について考え、その工夫を提案しています。岩座神の魅力ある景観づくり、まちづくりにご活用いただければ幸いです。



目次

はじめに	1
1. 加美町のあらまし・あゆみ	3
2. 岩座神地区の魅力	5
3. まちづくり・景観形成への取り組み	9
4. 地区と基準	11
5. ガイドライン	13
6. 岩座神の色とマンセル色票系	18
7. 景観形成助成事業	19
8. 住宅金融公庫の融資	20
9. 届け出の手続き	21
参考 景観の形成等に関する条例(抜粋)	22

1 加美町のあらし・あゆみ

加美町は、兵庫県のほぼ中央、東播磨地域の北端に位置しています。周囲を標高 700mから 1,000mの山々に囲まれ、町域の85%が山林となっており、中央部を南北に流れる杉原川に沿って田園が分布する緑豊かな景観を形成しています。

特にこの周囲の山々から杉原川に向かって緩やかで雄大な傾斜が見られ、山すそにある集落と一体となった美しい景観を形成しています。



麓周面

町の沿革

播磨国風土記によると、古代において加美町一帯(中町、八千代町の北部を含む)を賀眉里(かみのさと)と称していました。平安時代に細分して、本町北部が賀美郷、南部が荒田郷となりました。

明治に入り、町村制の実施により、杉原谷村、松井庄村が誕生、昭和30年には両村が合併しましたが、その際に「より美しく住みよい里をつくらう」という町是を意味し、また太古の賀眉の古名から加美村としました。昭35年からは加美町となっています。



千ヶ峰

町内マップ



青玉神社



荒田神社

杉原紙

自然条件に恵まれたこの地では、古くから和紙が漉(す)かれてきました。兵庫県の特産物であり、県の指定重要無形文化財である杉原紙は、7世紀の後半から杉原谷で漉きはじめられたと伝えられており、豊富に自生する楮(こうぞ)と豊かに流れる清らかな水によりはぐまれてきました。

奈良時代、杉原紙は播磨紙と呼ばれ、他の地域より製紙技術が進んでいたことや、当時「紙」は貴重で高価なものであったことから、皇族や貴族、寺院のための写経紙として利用されていました。

平安時代に入ると、播磨紙が杉原紙と呼ばれましたが、これは時の実力者、藤原氏の荘園だった相原荘で漉き、中央に納められたものを相原庄紙と呼んでいたことによります。

その後、貴族から武士、そして浮世絵・錦絵などの多色刷りの版画用紙として、庶民の間に広まりましたが、18世紀を境として徐々にかけりを見せ始め、明治5年には機械漉きの製紙方法で和紙から洋紙へと急速に移行し、大正14年には杉原紙の紙漉きも長い歴史に終止符がうたれました。

再び杉原紙の存在が目ざされたのは、日本が急速な高度経済成長を遂げた昭和40年代のことで、昭和45年に杉原紙の紙漉きを50年ぶりに再現することに成功し、昭和47年には町営の紙漉き所杉原紙研究所が設立されています。



梅花藻



ホタル



杉原紙研究所



杉原紙

2 岩座神地区の魅力

「加美町岩座神地区」は、杉原川の支流である多田川の最上流部にあり、山並みに囲まれた戸数21戸、334枚の棚田が広がる集落です。千ヶ峰を水源とする多田川の両岸から山林に向かって広がる急こう配の斜面地

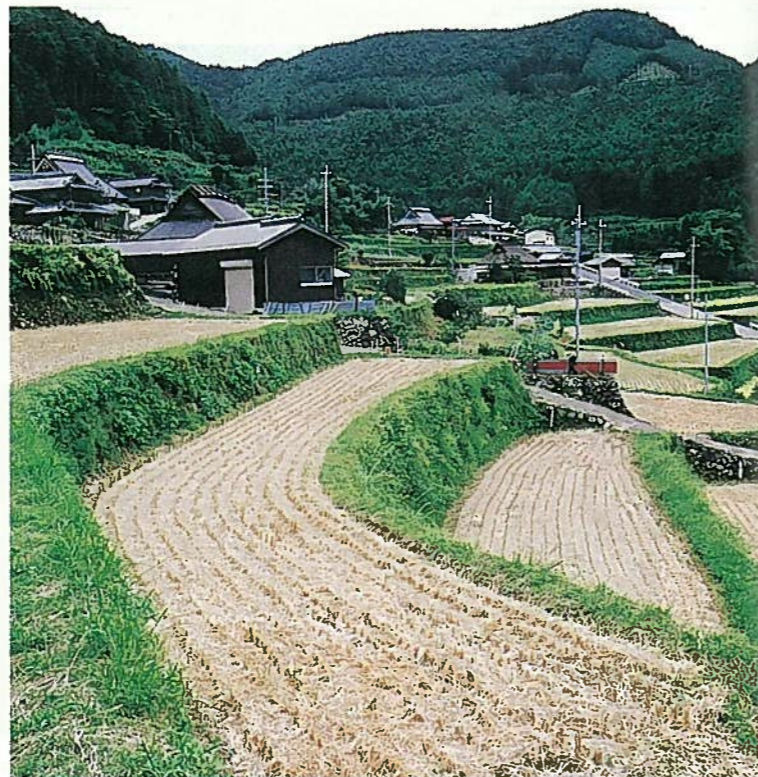


に民家と棚田が混在していて、人々の営みと自然とが融合した穏やかな、そして特徴的景観を有する山間の集落です。



棚田と石垣

これまで人は、それぞれの風土の中に仕事の間をつつてきました。その大地とのつきあいが産業をはぐくみ、地域のアイデンティティとなる景観を生んでいます。全国各地で、人々は斜面地をミカン畑や茶畑等に利用し、風土に合った美しい景観をつくり出してきました。



加美町岩座神地区では、約700年前に地場産の石材を用いて築かれたと伝えられる石積みで棚田をつくり、そこで田を耕し米を作ってきました。その幾重にも折り重ねられた石積みは、棚田の形成や家屋の擁壁としてその美しい姿を現在まで伝えています。

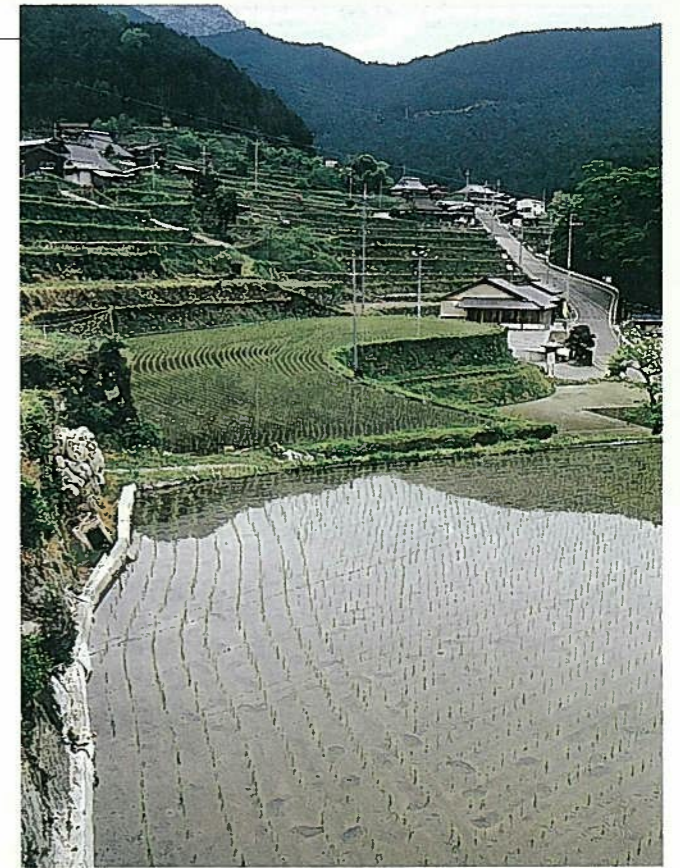
棚田は、米などの食料を生産するだけでなく、地滑りや洪水の防止といった県土の保全や地下水のかん養、生態系の保存など多面的機能を備えているとともに、見る人の心に安らぎや郷愁を与える日本の原風景であり、農村景観は貴重な文化遺産としての価値を併せ持っています。

特に、上側から下側の棚田への雨水の再利用は、「リサイクルや省エネルギーのシンボル」であり、水が張られた棚田は、「等高線の美」や「自然と人工の調和」を、新緑の早苗の棚田や黄金色の稲穂の棚田は「四季のうつろい」を表現しています。



民家、集落

集落に散在する民家は、古くは江戸時代末期から建設されたと伝えられ、茅葺(かやぶ)き屋根をトタン板等で覆っている母屋が増えてはいるものの、特徴的な屋根形状を持つ入母屋形式のものや、また、白しっくい壁や羽目板張りの外壁を有する建物が数多く現存し、歴史的景観を良く保っています。





農家の蔵

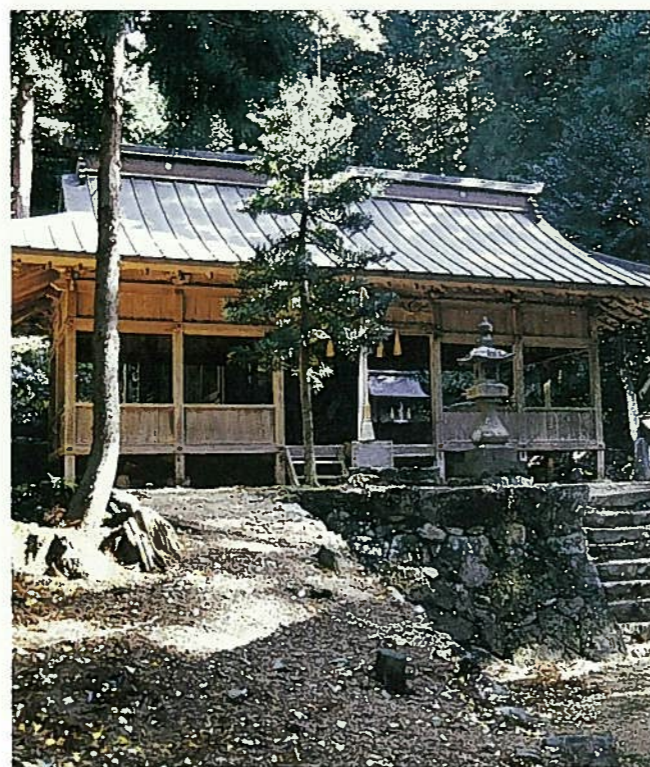
切り妻造りの妻飾りのデザインが各棟で異なり個性のある。自然素材で形成されている(漆喰(しっくい)土壁、焼板)。



五霊神社、神光寺

五霊神社

地区の中心部にあって人々に親しまれている五霊神社は、その名のとおり、五神を祀(まつ)る村社です。



神光寺本堂

高台にひっそりとたたずむ山寺で、鳥の声と梢(こずえ)をわたる風の音が森閑とした空気をふるわせています。



神光寺仁王門

一番奥まった地点にあり、景観的には密度の高い空間となっていること、水の流れに伴う方向性が相乗的に関連し、求心的な神聖な方向として、日常的な信仰の対象となっています。



岩座神の七不思議

古来から岩座神の七不思議としての伝説が今日まで伝わっています。この七不思議は地区内の案内板でも紹介されています。

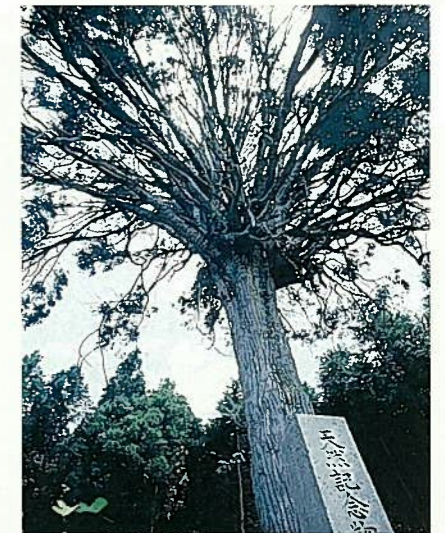
禊滝(みそぎたき)

高さ15m、幅5mあり、古くから多くの人が水行を厳修するような信仰の場でもあります。



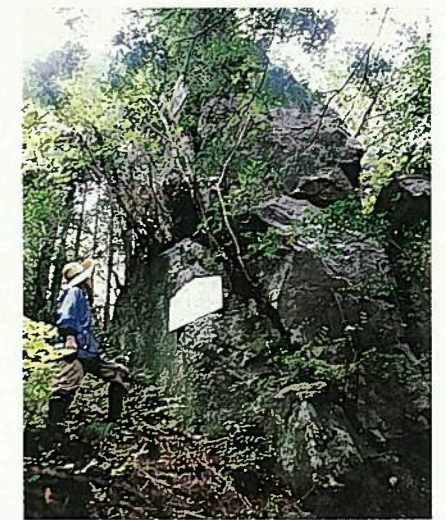
千本杉

木の中程から無数に枝分かれした奇木で、「兵庫県天然記念物」にも指定されています。



塔の石

岩座神の名も由来すると言われる高さ8mの巨大な奇岩で、上部は観音像のご尊顔に似ていると言われています。



3 まちづくり・景観形成への取り組み

加美町では、早くから町と町民が一緒になって特産の杉原紙を大切にしまちづくりが進められていました。最近では、まちづくりグループの「加美ふるさと塾」が、杉原紙のすばらしさをきちんと語れる住民の育成のため、「ふるさと講座」を開催したり、和紙の原料である楮（こうぞ）の戸一株運動の展開、さらには、「杉原紙年賀状全国



道の駅「R427かみ」

岩座神地区の取り組み

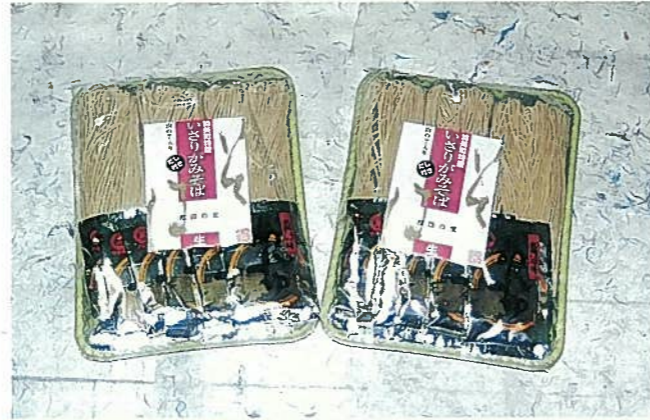
近年、高齢化や過疎化など、農山村地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。加美町も例外ではありません。その中で、岩座神地区では昭和60年に集落の20代30代の若者たちが「仁王会」を設立し、村おこしを模索するなど、早くから住民が主体となったまちづくりに取り組んでいました。

また、新規作物の栽培研究も行われており、女性グループが中心となった畑ワサビのほか、ソバなどが栽培され、その加工品が道の駅「R427かみ」などで販売されるようになっていきます。

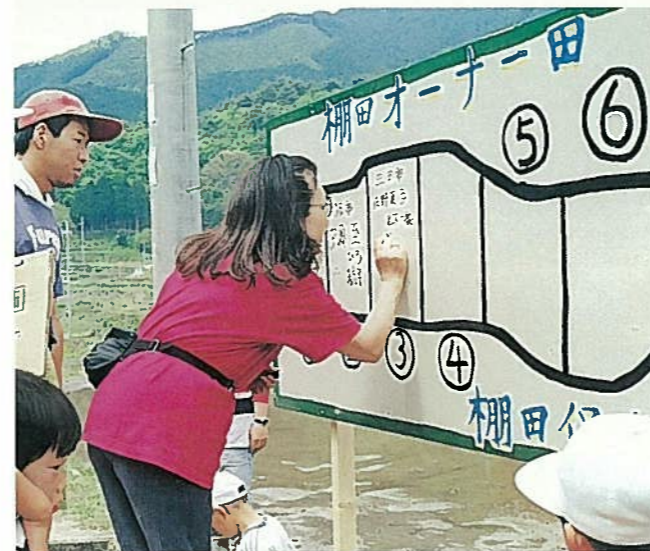
しかし、新規作物を導入するだけでは、先人たちの汗と努力の結晶ともいえる棚田を守っていくのは困難だという考えから、平成8年度には「棚田保存会」を設立しました。その中で棚田の保存と活用を検討していった結果、都市部の人に米作りを楽しんでもらい、交流を図る「棚田オーナー制度」等をスタートさせました。また、地区住民と学生ボランティアとが一体となって、石垣にマンネングサを植えており、棚田の保全に成果をあげています。

コンクール」の実施などを行っています。また、ホームページを開設するなど、インターネットによる情報の発信もしています。

このほか、道の駅「R427かみ」では、農産物加工物の特産品開発に取り組む女性の20グループが商品を開発し、今では人気商品となり話題を集めています。

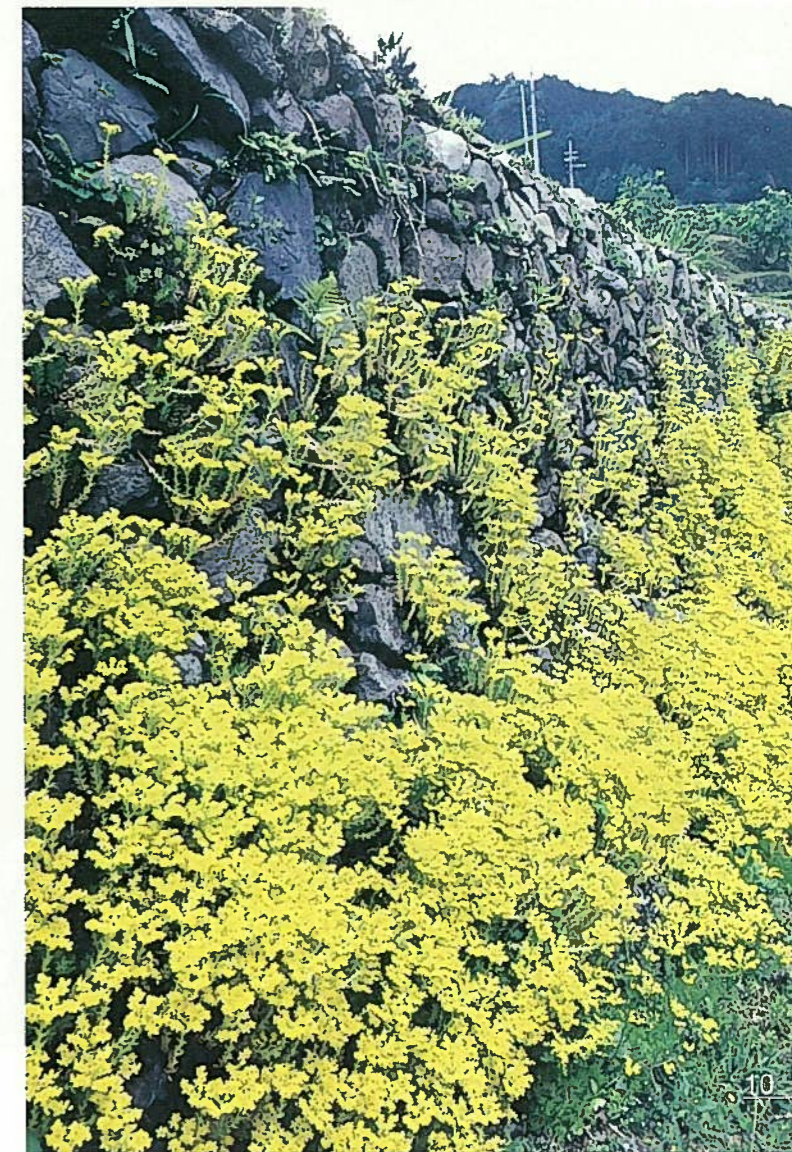


ソバ畑



農山村景観の保全と都市住民の交流を目指し、平成10年度では4枚の水田（約20アール）20区画を一般公募により棚田オーナーを募集しました。田植え、草刈り、かかし立て、稲刈り、棚田コンサートなどのイベントを実施し、地区住民との交流を深めています。

地元の誇る棚田の景観をより美しくするため、初夏に愛らしい黄色い花を咲かせ、雑草を抑える効果を持つマンネングサの植栽を行っており、これまで地元住民や学生のボランティアの手により、約1万6千本を石垣に植え付けています。



4 地区と基準

加美町総合計画では、「安全で快適な生活を創造するまち」を基本方針の1つに掲げていますが、その中で「ふるさと景観の創出」として、「豊かで歴史的資源とそれを取り巻く緑豊かな山並み、水辺空間は、加美町の魅力あるアイデンティティを構成する重要な要素となっている。高台から眼下に見る田園風景は、風情豊かなものがある。そのため、加美町固有のこれら財産を引き続き保全し、その積極的な活用を図り、うるおいとやすらぎに満ちた豊か

な町民生活を築く」としています。

このような背景のもと、民家と棚田、石垣が集落の中に一体となって存在するという、全国的にも珍しい美しい景観の加美町岩座神地区においては、人々の営みと自然とが融合した穏やかな、そして特徴的な集落景観の保全と創造とを進めながら、公共、民間を問わず、さらに魅力ある景観の形成を図っていくこととします。

加美町岩座神地区 景観形成地区区域図 及び基準付図



地区指定の考え方

地区の設定にあたっては、棚田と集落(民家)は一体的にとらえる必要があることから、指定区域は基本的に棚田が構成されている範囲としましたが、棚田、集落に高低差があるため、等高線や、尾根筋、谷筋などを利用し、定めます。

そこで、南北方向は、北は集落の最上部に設けられた神光寺から南は集落の始まる地点(三差路)とし、東西方向は、道路境界、等高線、尾根筋等を利用し、それらで囲まれる範囲とします。

具体的な指定区域の範囲は左ページにある区域図のとおりです。(区域面積 30.85ヘクタール)

景観形成基準の考え方

景観形成基準の設定にあたっては、民家と棚田との調和を基調に考えることとし、地区全体で一体的な景観を構成していることから、ゾーン区分は行わず、共通の基準とします。

具体的な景観形成基準は「5 ガイドライン」に示しています。

ただし、知事が景観形成審議会の意見を聴いたうえで、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができます。



また、岩座神地区の景観をより一層魅力的で、特徴あるものにするには、景観形成基準に合致した建築活動を行うだけでなく、視線を横切る電線を植栽によって目立たなくする等の工夫をしていくことや、使用済みのビニールハウスは片づけるなど、ほ場の環境整備に努めること、あるいは地区内の動植物については在来種を尊重するよう配慮することなども大切になってくるでしょう。



5 ガイドライン

建築物の高さ

建築物の階数は2階以下とします。高さを制限して突出感を防ぐとともに、周囲の山並みや緑が目に入るようにしようとするものです。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、主な視点場からのデザインに配慮します。

建築物の屋根

こう配屋根を原則とします。また、極端にゆるいこう配は避けて、地区内に多い茅葺き屋根もしくは茅葺き屋根をトタン板等で覆った屋根と調和するようにします。

仕上げは茅葺きもしくは和ガワラ葺きとするなど、伝統的な材料を使用するよう努めます。洋ガワラ葺きは好まし



くありません。

(※ このため岩座神地区の民家には、いわゆる「カネこう配」と呼ばれる、約90度の角度を持つ屋根となっているものが多くあります。)



基調となる色は、黒または灰色、暗褐色とします。また、極端に明るい色のものは避けることとします。(ただし、茅葺き屋根の場合はこの限りではありません。)

基調となる色の範囲は以下のとおりとします。

色相：10R～10GY、無彩色

明度：4以下

彩度：2以下

色相10R、明度4、彩度2の場合



色相10GY、明度4、彩度2の場合



※「6.岩座神の色とマンセル色票系」をご参照ください。

建築物の外壁

しっくいや羽目板張り等の伝統的な材料を使用し、伝統的な形態とするように努めます。

基調となる色は、灰色、茶系の落ち着いた色とします。(ただし、自然素材、白しっくい、黒しっくい等の場合はこの限りではありません。)



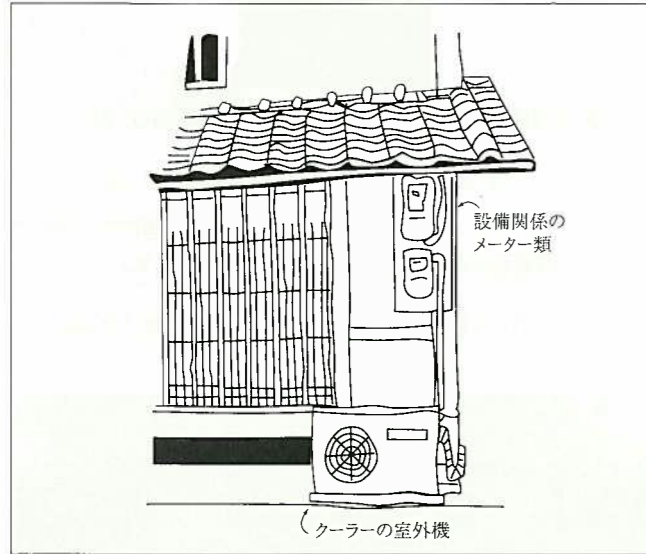
建築物の建具

木製のものとするか、木製以外のもの場合は茶褐色系統の色彩とします。(極端に明るい色のものは避けてください。)

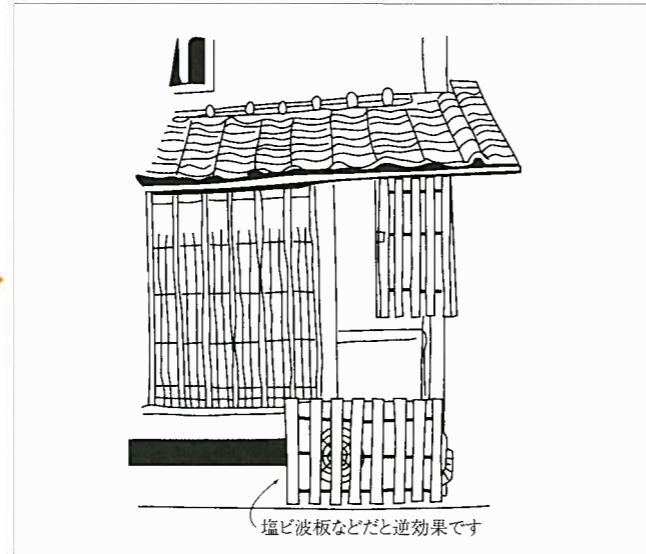


建築設備

空調機等(クーラー室外機、ダクト類、太陽熱温水器等)を設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置します。やむを得ず、これらが周囲から見える場所に設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをします。(方



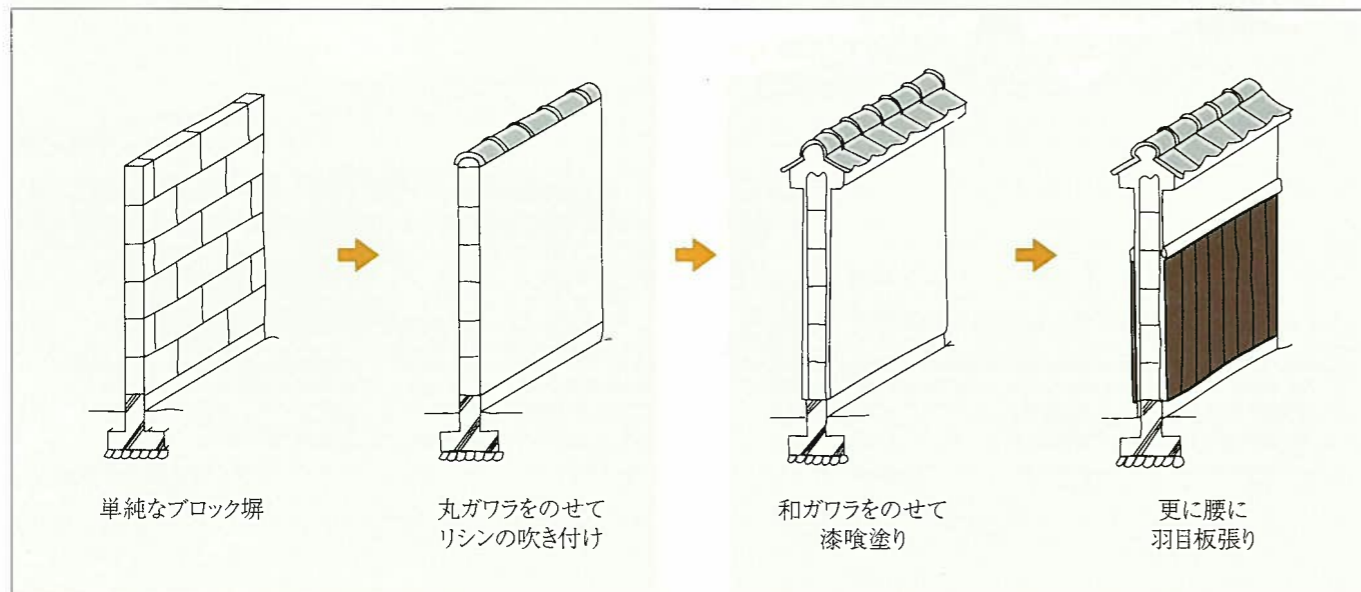
[現状]



[目隠し後]

外構

門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とし、建築物の外壁と門や塀等との色彩の連続性を作ろうようにします。コンクリートブロック塀を設置する場合には、屋根を設けたり、塗装する等、素材のまま使用しないようにします。



工作物

煙突や広告塔などについても周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とします。

基調となる色彩は、けばけばしくならないものとし、建築物の外壁等と同様に、周囲の自然やまちなみに調和するようにします。

棚田や家屋の擁壁に築かれている石垣は、当地区の美しく特徴的な景観を形成する重要な要素です。その保全・創造に対しては特に配慮することとします。そこで、新たに擁壁を築造する場合は、自然石(なるべく地場産の石材)を使用し、伝統的な積み方(野面積み)をすることを基本とします。やむを得ず人工素材を使用する場合等は、材質感、色彩を工夫し、周辺景観、土壌に調和させるようにします。



(※ 岩座神地区の石垣のこう配は、石垣の上部が特に急傾斜である「寺こう配」となっています。)



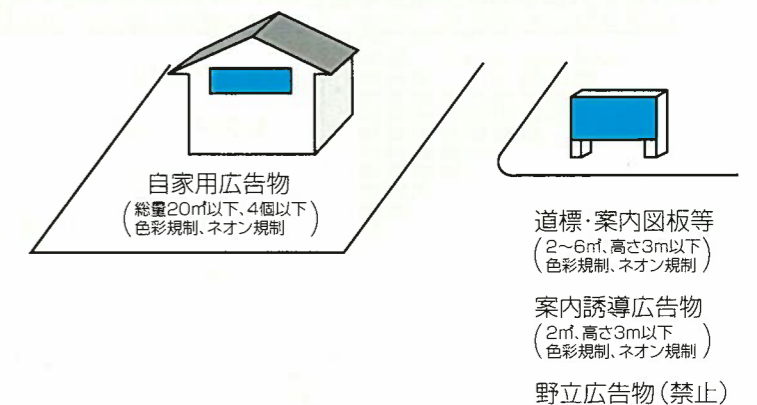
屋外広告物について

景観形成地区に指定されたことにより、地区内は屋外広告物条例により第2種禁止地域に指定され、広告物の掲原則として禁止されています。

ただし、自家用の広告物や道しるべ・案内板については許可基準に適合すれば許可を受けて掲出できます。

また、自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可はいりません。

《第2種禁止地域の場合》
屋上を利用するもの(原則禁止)



6 岩座神の色とマンセル色票系

建築物の基準

高さ	<ul style="list-style-type: none"> 階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、主要な視点場からの意匠に配慮する。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> こう配屋根を原則とし、仕上げは伝統的な材料を使用するよう努める。 基調となる色は、黒または灰色、暗かつ色とする。 色相:10R~10GY、無彩色 明度:4以下 彩度:2以下 ただし、伝統的材料のうち自然素材の場合は、この限りではない。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、しっくいや羽目板張り等の伝統的な材料の使用、形態に努める。 基調となる色は、灰色、茶系の落ち着いた色とする。 色相:5YR~5Y、無彩色 明度:6.5以下 彩度:4以下 ただし、自然素材、白しっくい、黒しっくい等の場合は、この限りでない。
建具	<ul style="list-style-type: none"> 木製、または木製以外は茶かつ色系統の色彩とする。
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 空調機等を設置する場合は、周囲から見えにくい位置に設置する。やむを得ず、これらが周囲から見える場所に設置する場合は、意匠および色彩に十分配慮した目隠しをする。
外構	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ数を少なくし、けばけばしい色は使用しない。

工作物の基準

- 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
- 基調となる色彩は、けばけばしくならないものとし、周囲の景観との調和に努める。
- 石積みの保全に留意し、新たに擁壁を築造する場合は、自然石の使用と、伝統的な積み方を基本とする。やむを得ず人工素材を使用する場合等は、材質感、色彩を工夫し、周辺景観、土壌に調和させる。

岩座神の景観を構成する色彩

岩座神地区は谷筋の最奥という地形の特徴から、周囲を取り囲む山並みのやや暗い緑に取り囲まれている印象が強くなっています。山の緑は針葉樹が大半を占めるため、季節による変化は大きくありませんが、秋には紅葉が季節のアクセントとして穏やかなにぎわいを添えます。その中で、岩座神の景観を際立たせているのは棚田と集

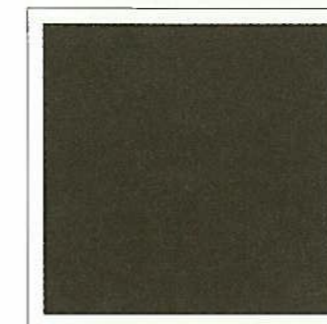
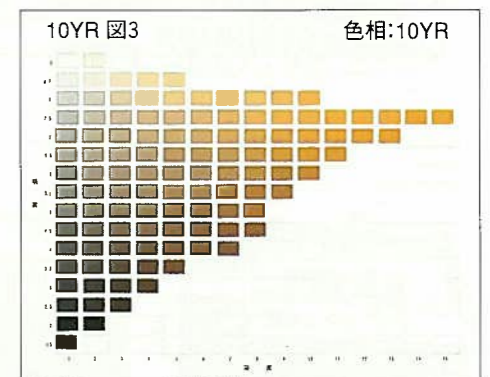
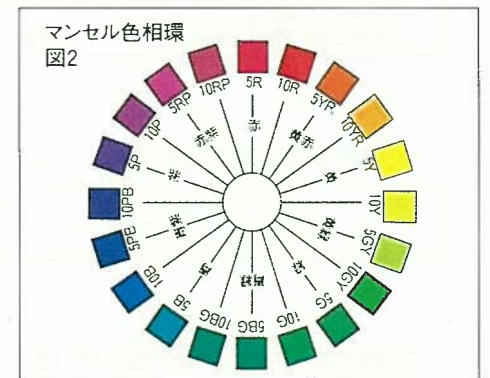
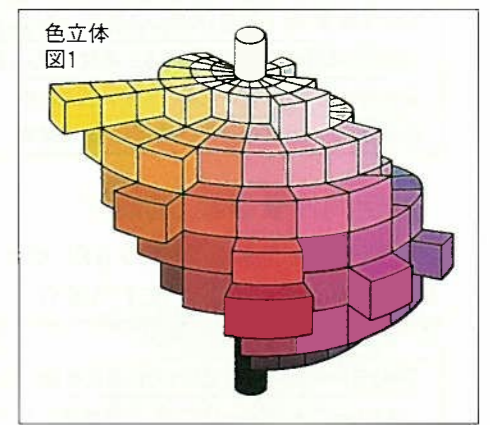
落の調和です。春から夏にかけては田の緑を棚田の石積みの垂直な面と、水平なあぜ道がくぎり、秋には明るい実りの田の色を石積みが水平に分断し、冬には積雪の白と石積みの暗い色のコントラストが美しいのです。また、自然素材を用いた伝統的な建物は周囲の自然景観と調和し、まちなみの統一感を醸し出しています。

マンセル色票系について

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは1905年にマンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相Hue)、明るさ(明度Value)、あざやかさ(彩度Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

図1は、マンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の無い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑……等、各色味の環があります。



セピア(煤竹色)

マンセル色票系で表すと

10YR 2.5 / 2

(色相) (明度) (彩度)

右の結果からこのセピアをマンセル色票系で表すと10YR2.5/2であることがわかります。

左の色は?

■この色をマンセル色票系で表してみると次のようになります。

●まず色相(色味)は
図2は図1の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は10YR(YR=橙系)であることがわかります。

●次に明度(明るさ)は
図3は図1の立体を10YRの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相10YRの色が並んでいます。これで見ると明度は2.5であることがわかります。

●最後に彩度(あざやかさ)は
同じく図3で見ると彩度は2であることがわかります。

注意 印刷によって実際のマンセル色票系と色が異なる場合があります。詳しくは土木事務所建築課にマンセルブックがありますので確認して下さい。

7 景観形成助成事業

まちづくりのお手伝い

兵庫県では、民間の方々が行うまちづくりのお手伝いをするため、一定の助成率、限度額の範囲で助成金をお渡しする景観形成助成事業を実施しています。

1. 民間空間修景事業(助成対象:景観形成地区等)

民間の方が、建築物や門または塀の新築、増改築または大規模な修繕などを景観形成基準に適合するように行う場合

経 費	助成率	助成限度額(万円)
①基本設計および実施設計に係る経費	1/4	25
②建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/4	100
③門または塀の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費	1/4	50
④建築設備(屋上設備)の囲いの設置に係る工事費のうち外観に係る経費	1/4	25
⑤垣または柵の新築改良に係る工事費のうち外観に係る経費	1/4	25
⑥外観の過半にわたる色彩の変更に係る経費	1/4	50
⑦その他助成することが適当と認められる経費	1/4	25

2. 公共空間修景事業(助成対象:景観形成地区等)

商店会など地域の団体の方が、ポケットパークやストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)の整備を景観形成計画に適合するように行う場合

経 費	助成率	助成限度額(万円)
①ポケットパークの新設整備または改良整備に係る経費	1/3	100
②ストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)の新設整備または改良整備に係る経費	1/3	50
③公共サイン(案内地図板、施設誘導板)等の新設整備または改良整備に係る経費	1/3	50
④その他助成することが適当と認められる経費	1/3	50

3. シングル・サイン(助成対象:全県)

民間の方が、兵庫県が進めているシングル・サイン運動の趣旨に沿って、屋外広告物を掲出する場合

経 費	助成率	助成限度額(万円)
シングル・サインの実施に係る経費	1/4	10

4. ツイン・ツリー(助成対象:全県)

民間の方が、兵庫県が進めているシングル・サイン運動の趣旨に沿って、植栽を行う場合

経 費	助成率	助成限度額(万円)
ツイン・ツリーの実施に係る経費	1/4	25

※助成金は総額150万円を限度とします。
助成金については、課税される場合があります。

修景事例



修景前



修景後



ストリートファニチャーの設置



公共サインの設置

8 住宅金融公庫の「歴史・文化継承住宅(工事)融資制度」について

我が国では、各地にその地域の歴史と文化に培われた景観やまちなみ等が多数点在していますが、近年、建て替え等に伴って失われつつあります。また、地域の住民が地域への誇りと愛着を持ちつつ、ゆとりと豊かさを実現できる質の高い暮らしを実現するためには、地域独自の住文化を活かし、住民共通の財産ともいえる歴史的・文化的まちなみを保存しつつ、現代的生活を営むことが可能な住宅を整備することが望まれております。

このため、住宅金融公庫では「歴史・文化継承住宅(工事)融資制度」を実施し、歴史的・文化的まちなみの保存継承を応援しています。その概要は次のとおりです。

歴史・文化継承住宅(工事)融資制度

地方公共団体(県等)が制定した歴史的・文化的まちなみの保存継承に関する条例又は要綱に基づき住宅の建設又はリフォームを行う場合に優遇措置が行われます。(ただし、条例又は要綱に基づき、地域の歴史的・文化的まちなみ等の特性を踏まえ、住宅の意匠、仕様、材料、工法等が限定されている場合に限りです。)

1. マイホーム新築融資

(1) 建物・敷地の規模要件(通常要件と同じ)

(ア) 一戸当たりの床面積 80㎡以上280㎡以下

(イ) 敷地面積要件 100㎡以上

(2) 通常融資における融資限度額などを適用せず、実際の建設費に対する基本融資額の割合を80%に引き上げる。

2. リフォームローン

(1) 一戸当たりの床面積の規模要件(通常要件と同じ)

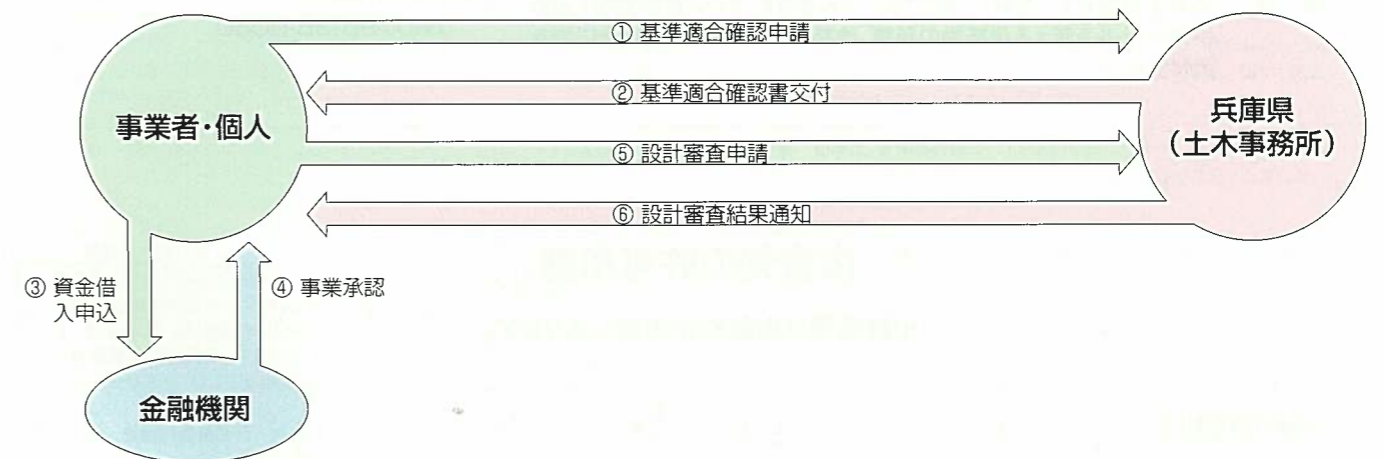
50㎡(共同住宅にあつては、40㎡)以上

(2) 基本融資額の限度額を次のとおり引き上げる。

増改築:530万円/戸 → 1,000万円/戸

修繕等:240万円/戸 → 500万円/戸

3. 融資手続き



- ※ 1. 基準適合確認申請については町に提出して下さい。
- 2. リフォームローンにおいては設計審査申請、設計審査結果通知の手続きはありません。
- 3. 加美町においてこの歴史・文化継承住宅(工事)融資制度を受けられるのは県が景観形成地区として指定した岩座神地区だけです。

建築物等の届け出

※届け出の前に、町にご相談ください。

■届け出の対象は

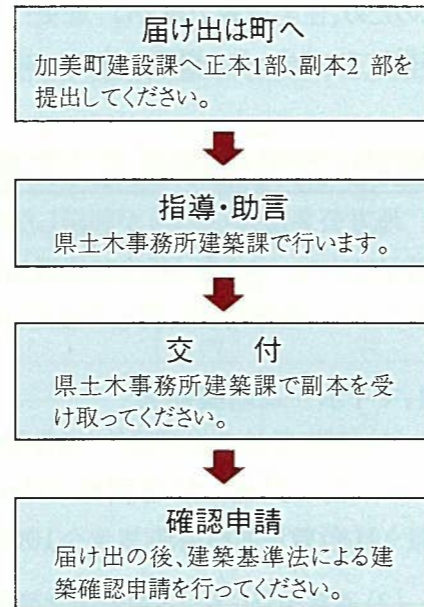
景観形成地区内で建築物または工作物の新築・増築・改築・移転・大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合に届け出が必要です。

[届け出添付書類] 正本1部、副本2部とする。

届け出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2500以上	●方位、道路及び目標となる建物
配置図	1/200以上	●公共空間から外壁までの距離 ●隣接家屋の壁面の位置・屋根伏せ図
各階の平面図	1/200以上	
各階の立面図	1/200以上	●主要部分の材料の種類、仕上げ方法および色彩 ●公共空間に面する建具の意匠、色彩 ●壁面および屋上の設備(配管等を含む)の位置 ●付属広告物の位置
主要部2面以上の断面図	1/200以上	●屋根勾配
外構平面図	1/200以上	●門、塀の平面、立面、仕上げ材料、色彩 ●植栽計画 ●附属施設の配置
敷地周辺状況カラー写真		●工事前の敷地および建築物を含んだ写真
完成予想図カラー写真		

備考 完成予想図カラー写真は、高さ15メートルを超え、または建築面積1,000平方メートルを超える建築物の新築、改築または増築を行う場合のみ添付すること。

■届け出の流れ



※届け出書類は県土木事務所建築課および町建設課にあります。

【問い合わせ先】

- 兵庫県まちづくり部まちづくり政策課 ☎(078)341-7711
- 兵庫県土木事務所建築第二課 ☎(0795)42-5111
- 加美町建設課 ☎(0795)35-0080

広告物の許可申請

申請書類は加美町企画課にあります。

申請の対象は

広告板、広告塔、立て看板、はり札、ポスター、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の壁面利用広告など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には申請が必要なものがあります。詳しくは加美町企画課へお問い合わせ下さい。

参考

景観の形成等に関する条例(抜粋)

昭和60年3月27日兵庫県条例第17号
改正平成元年4月1日兵庫県条例第22号
平成5年3月29日兵庫県条例第16号

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 景観形成地区(第8条-第14条)
- 第3章 風景形成地域(第15条-第21条)
- 第4章 大規模建築物等(第22条-第27条)
- 第5章 景観形成等住民協定(第28条-第29条)
- 第6章 雑則(第30条-第32条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- 2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- 3) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。
- 4) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
 - ア 建築物で、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの。
 - イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。(県民の責務)

第5条 県民は、自己の建築物等が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

第2章 景観形成地区

(指定)

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成地区として指定することができる。
- 1) 駅前、街路沿い、官公庁施設の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
 - 2) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域
 - 3) 住宅街等で良好な環境を有する区域

- 4) 新都市の建設、都市の再開発等により新たに地域が整備される区域
- 2 市町長は、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域が第1項各号の区域に該当しない場合においても、景観形成地区に指定することができる。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該景観形成地区の住宅及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - (2) その他景観の形成を図るために知事が必要と認める事項
- 3 前項第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。(行為の届出)

第10条 景観形成地区内において、次に掲げる行為(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があつた場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。(指導又は助言)

第12条 知事は、第10条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。(建築物又は空地に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、建築物等が景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各号に掲げる行為については、同条の届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—以下省略—